

# マレーシアの2015年テロリズム防止法

国立国会図書館 調査及び立法考査局  
海外立法情報課 光成 歩

## 【目次】

はじめに

### I マレーシアにおけるテロ対策の展開

- 1 2001年以降のテロ対策
- 2 2010年代のテロ対策

### II テロリズム防止法（POTA）制定に至る経緯

- 1 背景：イスラム過激派組織「イスラム国」の影響
- 2 法案成立までの経過

### III 2015年テロリズム防止法の概要

おわりに

翻訳：2015年テロリズム防止法

## はじめに

マレーシアにおけるテロ対策は、2002年10月12日に起こったバリ島爆弾テロ事件を受けて現実的課題となった。マレーシアは、タイ、インドネシア、フィリピン、ブルネイ、シンガポール等からのアクセスが容易な地理的環境にあり、国内外のイスラム過激派組織のメンバーを、予防拘禁を認める国内治安法（Internal Security Act 1960: ISA）で多数逮捕してきた。この国内治安法は2012年に廃止され、これ以降のテロ対策には、同法の一部を引き継いだ治安犯罪特別措置法（Security Offences (Security Measures) Act: SOSMA）が用いられていた。

イスラム過激派組織「イスラム国」（以下「IS」）が台頭した2014年以降、マレーシアでも、ISに合流するためにシリア、イラクに渡航しようとする者が空港で逮捕される事件や、ISの支援活動もしくはテロ計画を準備していたとされる者が逮捕される事件が相次いだ。ISの脅威が高まるなか、ナジブ・アブドゥル・ラザク（Najib bin Abdul Razak）首相は、2014年4月には犯罪防止法（Prevention of Crime Act）を改正して予防拘禁を復活させ、さらにテロ対策に特化した法整備が必要であるとして、2015年3月にテロリズム防止法（Prevention of Terrorism Act: POTA）案を提出した。法案は4月中に上下院で可決され、2015年5月28日に成立した。

本稿では、イスラム過激派組織「アルカイダ」やその支持組織が東南アジア域内で存在感をあらわした2000年代以降のマレーシアのテロ対策に関する法整備状況及び2010年代以降の展開を概観した後、POTA制定に至る経緯、同法の主な規定を解説し、POTAの全文を訳出する。

## I マレーシアにおけるテロ対策の展開

### 1 2001年以降のテロ対策

2000年代以降深刻化したテロの脅威に対し、マレーシアは特別な立法措置を取らず、現行法で対処してきた。その主軸となったのが、予防拘禁を認める国内治安法である。国内治安法（1960年制定）は、マラヤ共産党の武装蜂起に対する非常事態宣言下の治安対策のために定められた英植民地期の有事法を引き継いだものであった。同法は、令状なしでの逮捕と取調期間中の最長60日間の拘留及び大臣の命令による最長2年間（更新可能）の拘禁を認めるもので、国家の安全や国内の経済活動に支障をきたす疑いのある者を適用対象としていた<sup>(1)</sup>。また、国内治安法による逮捕者には、マレーシア・イスラム開発局の協力の下でマレーシア警察が再教育プログラムを実施してきた<sup>(2)</sup>。

テロ組織の経済活動に対しては、2003年の資金洗浄対策法（Anti-Money Laundering Act 2001）改正で、テロ資金の凍結・差押え・没収について定める規定が新設された<sup>(3)</sup>。また、東南アジア諸国やオセアニア諸国等、域内での協力関係が急速に構築された。2003年6月にはASEAN外相会議で、テロ対策能力を向上させるための地域拠点設立に合意し、同年7月1日、東南アジア地域テロ対策センター（The Southeast Asia Regional Centre for Counter-Terrorism: SEARCCT）が首都クアラルンプールに設立された。同センターは、シンクタンクや国際組織と連携し、東南アジアの治安当局者及び政府職員を対象に、テロ対策に必要な知識や技能に関するセミナーやワークショップを開催している<sup>(4)</sup>。

### 2 2010年代のテロ対策

2012年、テロ対策の中心的法規となっていた国内治安法が撤廃された。裁判なしでの事実上の無期限拘束を可能にする同法は、共産党の脅威が低下した後も政権に批判的な野党議員やマスメディア関係者、市民団体のメンバーの拘束に適用され、国内外の人権団体等は、長年同法の撤廃を求めていた<sup>(5)</sup>。

2001年以降、世界的なテロのリスク上昇を受けて、英米など各国が予防拘禁をテロ対策法に取り入れるようになると、マレーシアの国内治安法に対する国際的批判は弱まった。しかし、同法に批判的な国内の野党や法曹団体、人権団体は、政権交代の機運が高まった2008年に、NGOや野党勢力を糾合した国内治安法撤廃運動（Gerakan Mansuhkan ISA: GMI）を組織して廃止を要求し続けた。2009年4月に第6代首相に就任したナジブ首相は、就任時より国内治安法を見直すとしており、2011年9月には撤廃を表明した<sup>(6)</sup>。

---

(1) 中村正志・熊谷聡「テロとの戦いとIT不況への対応に腐心—2001年のマレーシア—」『アジア動向年報 2002年版』アジア経済研究所, 2002, pp.325-347. <<http://d-arch.ide.go.jp/browse/html/2001/206/2001206TPC.html>> 以下、インターネット情報は2015年11月30日現在である。

(2) Marc Jones, “Rehabilitating Islamist Extremists: Successful Methods in Prison-Centred ‘Deradicalisation’ Programmes,” *Journal of Politics and International Studies*, University of Leeds, Vol.10, Winter 2013, pp.171-221. <<http://www.polis.leeds.ac.uk/assets/files/students/student-journal/ma-winter-13/POLIS-Journal-MA-Winter-2013.pdf#page=171>>

(3) テロ組織対策を念頭に置いた内容に鑑み、法文題名も資金洗浄・テロリズム資金対策法（Anti-Money Laundering and Anti-Terrorism Financing Act 2001）と改められた。

(4) Southeast Asia Regional Center for Counter Terrorism (SEARCCT) website <<http://www.searcct.gov.my/>> 参照。

(5) 以下は国際人権団体ヒューマン・ライツ・ウォッチによる報告書 “In the Name of Security: Counterterrorism and Human Rights Abuses Under Malaysia’s Internal Security Act,” *Human Rights Watch*, Vol. 16, No. 7(C), May 2004. <<https://www.hrw.org/reports/2004/malaysia0504/malaysia0504.pdf>> 参照。

(6) “PM announces repeal of ISA, three Emergency proclamations,” *Star*, 2011.9.15. <<http://www.thestar.com.my/story/?file=%2F2011%2F9%2F15%2Fnation%2F20110915205714>>

## (1) 国内治安法の撤廃

2012年6月、国内治安法は、治安犯罪特別措置法に置き換えられた<sup>(7)</sup>。これにより、令状なしでの逮捕による拘留期間を最長28日とし<sup>(8)</sup>、裁判手続によらない予防拘禁は廃止された。他方で、裁判所が無罪判決を出した場合にも、検察の申立てがあれば控訴手続開始前から控訴審の終了時点まで、容疑者の拘禁が認められており、事実上の長期拘束が可能であるとして批判を受けている<sup>(9)</sup>。このほか、通信傍受や電子監視装置の装着について初めて定められた。

治安犯罪特別措置法制定に合わせ、証拠法 (Evidence Act) 及び刑法典 (Penal Code) の改正も行われた。改正証拠法では、インターネット上の出版物について、その執筆者、編集者、又はサイト所有者として氏名、通称、写真等が表示されている人物もしくは出版物が掲載されているサイトの所有者が、その出版物の発行者又は再発行者と見なされることなどが定められ、これを否定する場合の証明責任は被疑者に課された<sup>(10)</sup>。改正刑法典では、議会制民主主義に有害な活動、それに関する出版物の発行や配布等に関わる行為<sup>(11)</sup>、破壊工作や暴力を誘発する活動、テロ組織の構成員になることが禁じられた<sup>(12)</sup>。また、2014年には犯罪防止法の改正により、裁判手続によらない予防拘禁 (最長2年、更新可能) が復活した<sup>(13)</sup>。

## (2) テロ資金対策

2013年12月に資金洗浄・テロリズム資金対策法の改正案が提出され、「資金洗浄、テロリズム資金及び違法行為による収入対策法」 (Anti-Money Laundering, Anti-Terrorism Financing and Proceeds of Unlawful Activities Act 2001) と改称された (2014年7月30日成立、2014年9月1日施行)。改正では、資金洗浄に関与して有罪となった者に対し、上限15年 (改正前は5年) の禁固刑及び関与した資金総額の5倍もしくは500万リンギット<sup>(14)</sup>のいずれか高額の罰金を科すとしたほか、罰則の適用対象となる範囲を資金洗浄に関する捜査を妨害した者等に拡大した。また、国境を越えた資金及び証券の取引を監視する規定等も追加された<sup>(15)</sup>。

(7) 2012年6月15日施行。治安犯罪特別措置法は、政治的信条もしくは政治活動を理由とした逮捕を認めていない。ただし、治安犯罪特別措置法の規定は国内治安法下で出された拘禁命令に影響を及ぼさない。

(8) 政府関係者は、イギリスの対テロ法が定める、警察による拘留期限と同等の期間としている。Graham K. Brown, "MALAYSIA IN 2012: Promises of Reform; Promises Met?" *Southeast Asian Affairs*, 2013, pp.153-167; *Security Offences (Special Measures) Act 2012 (Act 747)*. ([http://www.federalgazette.agc.gov.my/outputaktap/20120622\\_747\\_BI\\_Act%20747%20BI.pdf](http://www.federalgazette.agc.gov.my/outputaktap/20120622_747_BI_Act%20747%20BI.pdf))

(9) Himanshu Bhatt, "The heat is on SOSMA," *Sun*, 2013.2.21. The Malaysian Bar website ([http://www.malaysianbar.org.my/legal/general\\_news/the\\_heat\\_is\\_on\\_sosma.html](http://www.malaysianbar.org.my/legal/general_news/the_heat_is_on_sosma.html))

(10) *Evidence (Amendment) (No.2) Act 2012 (Act 1432)*. ([http://www.federalgazette.agc.gov.my/outputaktap/20120622\\_A1432\\_BI\\_Act%20A1432%20BI-evidence%20\(amendment\)%20\(no.%202\).pdf](http://www.federalgazette.agc.gov.my/outputaktap/20120622_A1432_BI_Act%20A1432%20BI-evidence%20(amendment)%20(no.%202).pdf))

(11) この条の大部分は国内治安法の規定を修正したもので、インターネットを通じた配布や発行が新たに含まれた。*Internal Security Act 1960*.

(12) *Penal Code (Amendment) Act 2012 (Act 1430)*. ([http://www.federalgazette.agc.gov.my/outputaktap/20120622\\_A1430\\_BI\\_Act%20A1430%20BI-penal%20code%20\(amendment\).pdf](http://www.federalgazette.agc.gov.my/outputaktap/20120622_A1430_BI_Act%20A1430%20BI-penal%20code%20(amendment).pdf)) 2013年に再度改正 (2014年12月31日施行) され、テロに関連する行為への罰則規定が強化された。

(13) 犯罪防止法は、暴力、強奪、麻薬取引、売春、賭博などに関わる組織的犯罪を防止する目的で制定された。改正で加えられた前文は、「マレーシア内外の実態のある組織によって行われ、又は今後行われる可能性のある活動が、国民の相当数に恐怖を及ぼし、又は個人もしくは財産に対して組織的暴力を引き起こす場合、並びに議会がこれを防止する必要があると認めていることに鑑み」、同法を定めるとしている。同法は、新たに犯罪防止委員会の設立を定め、犯罪防止委員会が必要と認めた場合、裁判所の手続を経ずに、容疑者を最長2年間予防拘禁できる規定を加えた。藤倉哲郎「【マレーシア】犯罪防止法の改正—予防拘禁規定の復活—」『外国の立法』No.260-1, 2014.7, p.32. ([http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo\\_8702079\\_po\\_02600112.pdf?contentNo=1](http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_8702079_po_02600112.pdf?contentNo=1)) 及び注(8)参照。

(14) 1マレーシア・リンギットは約28円「報告省令レート (平成27年12月分)」2015.11.20. 日本銀行ウェブサイト ([https://www.boj.or.jp/about/services/tame/tame\\_rate/syorei/hou1512.htm](https://www.boj.or.jp/about/services/tame/tame_rate/syorei/hou1512.htm))

(15) *Anti-Money Laundering and Anti-Terrorism Financing (Amendment) Act 2014 (Act 1467)*. ([http://www.federalgazette.agc.gov.my/outputaktap/20140808\\_A1467\\_BI\\_WJW002868%20BI.pdf](http://www.federalgazette.agc.gov.my/outputaktap/20140808_A1467_BI_WJW002868%20BI.pdf)) 改称改正後の全文は以下を参照 (マレーシア国立銀行ウェブサイト) ([http://www.bnm.gov.my/index.php?ch=en\\_legislation&pg=en\\_legislation\\_act&ac=879](http://www.bnm.gov.my/index.php?ch=en_legislation&pg=en_legislation_act&ac=879))

### (3) サイバーテロ対策

SNS などを通して戦闘員を勧誘する IS の宣伝戦略に鑑み、2015 年 10 月 21 日に、米国と協力の上、インターネット上でのテロ対策を行う新センター「地域における対宣伝デジタルコミュニケーションセンター」(the Regional Digital Counter-Messaging Communication Centre: RDC3)を立ち上げることが発表された。同センターは、ASEAN 及びオーストラリア、ニュージーランドを含む地域の核として機能する予定で、2015 年中の設立が予定されている<sup>(16)</sup>。

## II テロリズム防止法 (POTA) 制定に至る経緯

### 1 背景：イスラム過激派組織「イスラム国」の影響

2013 年以降、シリア、イラクに渡航して IS の戦闘に参加しているマレーシア人は約 80 人にのぼり、2014 年 11 月までに 5 人が自爆攻撃を行って死亡した。2014 年 11 月 26 日の議会下院で、ナジブ首相は、IS の脅威とこれに参加しているマレーシアの急進派に対応する必要があるとして、①テロ対策法案の次期議会での提出、②治安犯罪特別措置法、犯罪防止法、刑法典等の現行法規定の強化を提言する白書を提出し<sup>(17)</sup>、採択された。これを受けて、2015 年 3 月 30 日、扇動法<sup>(18)</sup>、犯罪防止法<sup>(19)</sup>、治安犯罪特別措置法<sup>(20)</sup>、刑法典<sup>(21)</sup>の 4 つの改正法案のほか、POTA 及び外国におけるテロリズムへの特別対策法 (Special Measures Against Terrorism in Foreign Countries Act: SMATA)<sup>(22)</sup> という 2 つの新法案が提出された。

---

(16) “Malaysia wujud RDC3 pantau propaganda IS,” *Sinar Harian*, 2015.10.21. <<http://www.sinarharian.com.my/nasional/malaysia-wujud-rdc3-pantau-propaganda-is-1.442806>>; “Malaysia to set up centre to counter terrorism in cyberspace,” *Straits Times*, 2015.10.21. <<http://www.straitstimes.com/asia/se-asia/malaysia-to-set-up-centre-to-counter-terrorism-in-cyberspace>>

(17) “Teks Ucapan Pembentangan Kertas Putih ke Arah Menangani Ancaman Kumpulan Islamic State,” 2014.11.26. (「イスラム国組織の脅威への対処に関する白書提出にあたっての発言文書」首相府公式ウェブサイト) <[http://www.pmo.gov.my/home.php?menu=speech&page=1676&news\\_id=745&speech\\_cat=2](http://www.pmo.gov.my/home.php?menu=speech&page=1676&news_id=745&speech_cat=2)>

(18) 適用対象に電子媒体を加え (第 2 条)、宗教に基づき集団間の敵意や憎悪を煽る行為を新たに「扇動」の定義に含めた (第 3 条第 1A 項)。扇動行為に対する罰則規定も強化された。また、裁判所は扇動的な内容を含む電子媒体の閲覧停止命令を出すことができる (第 10A 条)。 *Sedition (Amendment) Act (Act 1485)*. <[http://www.federalgazette.agc.gov.my/outputaktap/20150604\\_A1485\\_BI\\_Act%20A1485.pdf](http://www.federalgazette.agc.gov.my/outputaktap/20150604_A1485_BI_Act%20A1485.pdf)>; 光成歩「【マレーシア】扇動法改正で電子媒体上の言論統制へ」『外国の立法』No.264-1, 2015.7, p.34. <[http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo\\_9446697\\_po\\_02640113.pdf?contentNo=1](http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_9446697_po_02640113.pdf?contentNo=1)>

(19) 長文題名を変更し、テロリストを同法の適用対象とし、テロリズム防止法の下で逮捕・拘禁されないテロリストをこの法律の下で扱う意図を示した。政治的信条及び政治活動を理由として逮捕されない旨の規定を追加し、適用対象から除外される「政治活動」の定義を定めた。この規定は治安犯罪特別措置法と表現を揃えた。 *Prevention of Crime (Amendment) Act 2015 (Act 1484)*. <[http://www.federalgazette.agc.gov.my/outputaktap/20150604\\_A1484\\_BI\\_Act%20A1484.pdf](http://www.federalgazette.agc.gov.my/outputaktap/20150604_A1484_BI_Act%20A1484.pdf)>

(20) 同法の下で逮捕された者のあらゆる発言が証拠となりうること、元配偶者が婚姻中の通信記録の提出を義務づけられることが追加された。また、通信傍受によって得た情報を証拠採用する際の手続が規定された。 *Security Offences (Special Measures) (Amendment) Act 2015 (Act 1487)*. <[http://www.federalgazette.agc.gov.my/outputaktap/20150604\\_A1487\\_BI\\_Act%20A1487.pdf](http://www.federalgazette.agc.gov.my/outputaktap/20150604_A1487_BI_Act%20A1487.pdf)>

(21) テロリストの訓練を受けること、訓練の場に居合わせること、火器等を準備すること、テロリストとの取次ぎを目的として外国に渡ること、テロリストと関係のある出版物や品物を所持していること、テロリストの居住する建物を建てること、テロを行う意図をもってその準備に着手すること等を禁止事項に追加する内容。 *Penal Code (Amendment) Act 2015 (Act 1483)*. <[http://www.federalgazette.agc.gov.my/outputaktap/20150604\\_A%201483\\_BI\\_Act%20A1483.pdf](http://www.federalgazette.agc.gov.my/outputaktap/20150604_A%201483_BI_Act%20A1483.pdf)>

(22) 外国におけるテロリズムへの特別対策法 (SMATA) は、テロの遂行又は幫助を目的とするマレーシア人及び外国人について、渡航文書の取消し等を通じて、マレーシアへの渡航又はマレーシアを出発地/経由地として外国へ渡航することを制限する規定を定めた。議会提出後、無修正で可決された。 *Special Measures Against Terrorism in Foreign Countries Act 2015 (Act 770)*. <[http://www.federalgazette.agc.gov.my/outputaktap/aktaBI\\_20150604\\_Act770\(BI\).pdf](http://www.federalgazette.agc.gov.my/outputaktap/aktaBI_20150604_Act770(BI).pdf)>

## 2 法案成立までの経過

POTA 法案は、上記5法案と共に2015年3月30日に下院の第一読会に提出された。4月6日、第二読会及び第三読会の審議で、ワン・ジュナイディ・トゥアंक・ジャアファル (Wan Junaidi Tuanku Jaafar) 内務副大臣は、米国、イギリス、オーストラリアならびにインドネシアのテロ対策法を挙げて、テロ対策に特化した立法の必要性を訴えた。内務副大臣は、2015年3月31日までにマレーシア警察が拘束したIS関係者75人のうち24人が釈放されているとし、現行法が重大犯罪を抑止できない可能性を強調した<sup>(23)</sup>。アフマド・ザヒド・ハミディ (Ahmad Zahid Hamidi) 内務大臣は、POTA が予防に主眼を置いたものであり、運用では拘束者の再教育 (リハビリテーション) が重視されること、また法案がISのみを念頭に置いていることを強調した。6日午前開始された審議は14時間以上にわたって続けられたが、野党議員が提案した修正<sup>(24)</sup>は受け入れられず、同日深夜に、賛成79票、反対60票で可決された。なお、222議席中86議席を占める野党人民連盟 (Pakatan Rakyat) の26議員は同日の議会を欠席していた<sup>(25)</sup>。

4月7日には外国におけるテロへの特別対策法案、犯罪防止法改正案及び刑法典改正法案、4月8日には治安犯罪特別措置法改正案、4月9日には扇動法改正案が相次いで可決された。扇動法改正案を除いて、改正案に修正は加えられていない<sup>(26)</sup>。上院では4月13日に6法案が第一読会に提出され、POTAは4月22日の第二読会を経て4月23日に可決された。他5法案も、4月27日、28日の短期間で審議・可決された。

外国におけるテロリズムへの特別対策法、改正刑法典、改正治安犯罪特別措置法は6月15日に、改正犯罪防止法及びPOTAは9月1日から施行された<sup>(27)</sup>。

## III 2015年テロリズム防止法の概要

### (1) 法律の対象の定義

同法が対象とするテロ行為及びテロ組織については、刑法典及び2001年資金洗浄、テロ資金及び違法行為による収入対策法による定義を引用する形で定められている (第1部第2条)。しかし、マレーシア弁護士会は、テロ行為に「従事する」「遂行する」「支援する」「関与する」といった用語の定義が一切なされていないことが、この法律の適用範囲を曖昧にしていると批判する。同様に、第2部第4条第3項では政治的信条又は政治活動のみを理由とした逮捕及び拘束を行わないことが明記されているが、同第6項では政治活動を結社法により登録された政党を通しての活動と定義しており、政党として登録していない団体や登録そのものを行っていない団体が同法の適用対象となるおそれがあると批判して

(23) 審議前日の4月5日には、クアラルンプールでのテロを計画していた容疑で、シリア帰りの2人を含む17人が逮捕されており、この事件にも言及された。Mohd Fitri Nizam, “17 individu ditahan disyaki rancang lakukan keganasan di ibu negara – KPN,” *Berita Harian*, 2015.4.6. <<http://www.bharian.com.my/node/45932>>

(24) 野党国民連合の議員らは、法案では全ての警察官に認められている令状によらない逮捕権限を警部以上の階級に限定すること、逮捕後の送致先を初級裁判所 (セッションズ裁判所) ではなく高等裁判所とすること、拘留期間を14日に短縮すること (法案では逮捕から最長60日間の拘留が可能) 等の修正を求めた。Karen Arukesamy and Bernrd Cheah, “Pota passed after marathon debate; Amendments by Pakatan MPs rejected,” *The Sun*, 2015.4.7. <<http://www.pressreader.com/malaysia/the-sun-malaysia/20150407/281505044732610/TextView>>

(25) “Parliament passes controversial anti-terrorism law by 79 to 60 votes,” *The Malaysian Insider*, 2015.4.7. <<http://www.themalaysianinsider.com/malaysia/article/parliament-passes-controversial-anti-terrorism-law-79-to-60-votes>> ; Anisah Shukry, “Pakatan MPs say had valid reasons for skipping anti-terror bill vote,” *The Malaysian Insider*, 2015.4.8. <<http://www.themalaysianinsider.com/malaysia/article/pakatan-mps-say-had-valid-reasons-for-skipping-anti-terror-bill-vote>>

(26) 同法の下で起訴された被告の保釈を認めないとする条項は採決直前に削除された。

(27) 2016年2月2日時点で、改正扇動法は施行されていない。

いる<sup>(28)</sup>。

## (2) 令状によらない逮捕及び拘留

逮捕された容疑者は、治安判事が警察官及び検察官の陳述書に基づいて拘留を決定し、再拘留と合わせて最長 60 日間拘留される。また、釈放された場合でも最長 59 日間、警察の監視下に置かれ、かつその期間中は電子監視装置の装着が義務づけられる。

これに関して、拘留や釈放を決定する裁判所の権限が限定的であること、拘留中の弁護士との接見交通権が保障されていないことが指摘されている<sup>(29)</sup>。

## (3) テロリズム防止委員会及び調査官

国王の任命によりテロリズム防止委員会が設置される（第 3 部第 8 条）。また、内務大臣は、特定の又は一般的な事案の調査を行う調査官を任命し、調査官は刑事手続に拘束されることなく証拠を収集し、テロリズム防止委員会に対してテロ行為と関わりがあると疑われる人物の調査結果を報告する（第 3 部第 9 条、第 10 条）。一方、調査官の報告書に関して、テロリズム防止委員会が独自の検証を行いうるか否かは定められていない。

テロリズム防止委員会については、政府からの独立性について疑問が提起されているほか、法律実務経験を要するのが委員長のみとされる点が問題視された。拘禁命令等の発令に関するテロリズム防止委員会に与えられた裁量権は大きく、その手続が定められていないことから、適正手続による運営が行われるか否かにも懐疑的見解が示された<sup>(30)</sup>。

## (4) 拘禁命令及び制限命令

テロリズム防止委員会は、警察及び調査官の報告書を踏まえて、拘留されている人物が何らかのテロ行為と関わっていたと確信した場合、最長 2 年間の拘禁を命ずることができる。また、拘禁には至らないが、その居住地、就業、活動等を制限する必要があると見なした場合には、その人物に制限命令を出し、最長 5 年にわたって居住地や行動範囲、通信手段等を制限することができる（第 4 部第 13 条）。拘禁命令及び制限命令はそれぞれ 2 年を超えない期間又は 5 年を超えない期間の範囲で延長すること、さらに 2 年を超えない期間、再延長を行うことができる（第 4 部第 17 条）。また、拘禁命令及び制限命令を出された人物は、その氏名や特徴を登録され、登録された人物間の接触や夜間の徘徊が禁じられる（第 4 部第 24 条、第 26 条）。

拘禁命令及び制限命令に関するテロリズム防止委員会の決定に関して、司法審査は行われない（第 4 部第 19 条）。この司法審査の排除は、最も強い批判を受けている条項の 1 つである<sup>(31)</sup>。

## (5) 1959 年犯罪防止法への影響

この法律は、1959 年犯罪防止法に基づいてこの法律の施行前に開始され、継続されている捜査及び手続並びにこの法律の施行前に発令され、法律施行時点で継続している拘禁命令及び制限命令に影響を及ぼさない（第 5 部第 35 条）。POTA と犯罪防止法はいずれも予防拘禁を課すことのできる法律であるが、POTA はもっぱらテロ行為の予防を目的としており、予防に重点を置かない犯罪防止法とは異なると説明されている。

---

(28) Steven Thiru, “Press Release: Prevention of Terrorism Bill 2015 Violates Malaysia’s Domestic and International Commitments, is an Affront to the Rule of Law and is Abhorrent to Natural Justice,” 2015.4.5. <[http://www.malaysianbar.org.my/press\\_statements/press\\_release\\_%7C\\_prevention\\_of\\_terrorism\\_bill\\_2015\\_violates\\_malaysias\\_domestic\\_and\\_international\\_commitments\\_is\\_an\\_affront\\_to\\_the\\_rule\\_of\\_law\\_and\\_is\\_abhorrent\\_to\\_natural\\_justice.html](http://www.malaysianbar.org.my/press_statements/press_release_%7C_prevention_of_terrorism_bill_2015_violates_malaysias_domestic_and_international_commitments_is_an_affront_to_the_rule_of_law_and_is_abhorrent_to_natural_justice.html)>

(29) *ibid.*

(30) *ibid.*

(31) “HRW slams Malaysia’s new ‘repressive’ anti-terrorism law,” 2015.4.7. <<https://www.hrw.org/news/2015/04/07/hrw-slams-malaysias-new-repressive-anti-terrorism-law>>

## おわりに

予防拘禁を導入したテロリズム防止法（POTA）は、国内治安法の復活であるとの印象をもたらしている。その根拠として、曖昧な言葉遣いにより適用対象が明確に定義されていないこと、拘禁命令の根拠となる調査やテロリズム防止委員会の判断のプロセスが透明性や適法性の観点で曖昧さを持つことがある。これらの曖昧さや不透明さが、行政の意図から独立した法運用を困難にすると見られており、政権安定化に用いられてきた国内治安法の再来になるとの警戒が非常に強い。内政面では、独立以降続いてきた長期政権の地盤が、2008年の総選挙以降揺らいでおり、一連のテロ対策法への国内の批判には、政権に対する相応の影響力があると見られる。

（みつなり あゆみ）

## 2015年テロリズム防止法

Akta Pencegahan Keganasan 2015 (Akta 769) / Prevention of Terrorism Act 2015 (Act 769)

国立国会図書館 調査及び立法考査局  
海外立法情報課 光成 歩訳

### 【目次】

#### 第1部 通則

第1条 簡略題名及び施行

第2条 解釈

#### 第2部 逮捕と拘留の権限

第3条 逮捕と治安判事への送致

第4条 治安判事における手続

第5条 調査官の拘留者取調べ

第6条 拘留された者の釈放

第7条 監視用電子機器に関する特別手続

#### 第3部 調査

第8条 テロリズム防止委員会

第9条 調査官の任命

第10条 調査官の任務と権限

第11条 拘束されている者又は収監されている者に対する調査官の接見

第12条 調査官の報告

#### 第4部 拘禁及び制限命令

第13条 拘禁及び制限を命令する権限

第14条 拘禁命令の効力

第15条 拘禁命令の停止

第16条 刑期への影響

第17条 テロリズム防止委員会の拘禁命令、制限命令又は停止された拘禁命令を延長する権限

第18条 テロリズム防止委員会の拘禁命令、制限命令、停止された拘禁命令又はこれらの命令を延長する命令を取り消す権限

第19条 テロリズム防止委員会の行為及び決定に関する司法審査

第20条 移動を命令する権限

第21条 拘束されている者の移動を命令する権限

第22条 登録

第23条 登録簿からの氏名の抹消

第24条 登録された人物間の接触禁止

第25条 量刑の倍化

第26条 公共の場所における徘徊等

第27条 蔵匿

第28条 拘束されている者への刑事訴追の保全

#### 第5部 一般規定

第29条 警察の取調べ権限

第30条 逮捕

- 第31条 写真撮影及び指紋採取
- 第32条 情報公開
- 第33条 附則を修正する権限
- 第34条 規則
- 第35条 留保及び経過措置
- 附則 [省略]

#### [長文題名]

外国又はその一部における指定テロリスト組織によるテロリスト行為の遂行又は支援の防止、それらの行為に関わる者の統制及び関係する事項について定める法律<sup>(1)</sup>。

[2015年5月28日制定]

マレーシア内外の実態のある組織によって行われ、及び今後行われるおそれのある活動が、マレーシア又はその一部に治安上の脅威をもたらしていることに鑑み、

議会が、そのような行為を阻止し、防止する必要があると判断していることに鑑み、

連邦憲法第149条に従い、マレーシア連邦議会は次のとおり定める。

## 第1部 通則

### 簡略題名及び施行

第1条 (1) この法律は2015年テロリズム防止法と引用することができる。

(2) この法律は、内務大臣が定め、官報により告知される日に発効する。

### 解釈

第2条 (1) この法律において、次に掲げる用語については、別の定めがない限り、次のとおりとする。

「郡、区、町又は村」は、地域に関する現行法の規定が定める郡、区、町又は村に含まれる地域を意味する。

「登録簿」は、第22条における登録官が保存する登録簿を意味する。

「委員会」は、第8条に基づいて設置されるテロリズム防止委員会を意味する。

「大臣」は、内務を管轄する大臣を意味する。

「登録された者」は、登録簿に氏名が記載された者を意味する。

「指定テロリスト組織」は、2001年資金洗浄、テロリズム資金及び違法行為による収入対策法（法律613号）第66B条及び第66C条に基づいて布告された特定の組織を意味する<sup>(2)</sup>。

(1) *Akta Pencegahan Keganasan 2015/ Prevention of Terrorism Act 2015 (Act 769)*. ([http://www.federalgazette.agc.gov.my/outputaktap/aktaBI\\_20150604\\_Act769\(BI\).pdf](http://www.federalgazette.agc.gov.my/outputaktap/aktaBI_20150604_Act769(BI).pdf)) 以下、インターネット情報は2015年11月28日現在である。また、訳者が言葉を補った部分は「」で表示する。

(2) *Anti-Money Laundering, Anti-Terrorism Financing and Proceeds of Unlawful Activities Act 2001 (Act 613)*. 「内務大臣は、警察官の通知によって、(a) ある組織がテロリスト行為を故意に遂行し、もしくは遂行しようとした、又はその行為に参加しもしくは行為を支援したことを確信する場合、(b) ある組織が (a) に言及した組織を代理し、又はその組織の命令を受けるかその組織と連合していることを確信する場合、官報においてその組織を布告するよう命令できる」(第66B条第1項)。また、「国連の安全保障理事会が国連憲章第41条に基づいて方策をとると決定し、マレーシア政府にその方策の適用が求められる事項について、内務大臣は、それらの方策が効果的にとられることを可能にする規則を作成し、官報に掲載するよう命令できる」(第66C条第1項)。マレーシア国立銀行ウェブサイト ([http://www.bnm.gov.my/index.php?ch=en\\_legislation&pg=en\\_legislation\\_act&ac=879](http://www.bnm.gov.my/index.php?ch=en_legislation&pg=en_legislation_act&ac=879))

「調査官」は、第9条に基づき内務大臣に任命された官吏を意味する。

「登録官」は、1969年犯罪者及び望ましからざる者法（法律7号）第3条に基づいて任命された犯罪者登録官を意味する。

「テロリスト行為」は、刑法典（法律574号）における定義<sup>(3)</sup>と同様の意味である。

- (2) 警察官による監視に関する規定は、刑事訴訟法典（法律593号）第296条が定める、警察の監視下にある者に科される義務に関する規定と解釈されなければならない。

## 第2部 逮捕と拘留の権限

### 逮捕と治安判事への送致

**第3条** (1) 警察官は、この法律に基づき当該者の事案の調査を行うことが正当であると  
する根拠があると信じる理由がある場合には、いかなる者も令状によらずに逮捕する  
ことができる。

(2) 第1項に基づいて当該者を逮捕した場合には、警察官は、逮捕の日から7日より遅く  
ならずその事案を検察官に指示のため送致しなければならない。

(3) 第1項に基づいて逮捕された者は、より早期に釈放される場合を除いて不合理な遅滞  
がないように、いかなる場合であっても（移送に要する時間を除いて）24時間以内に  
治安判事に送致しなければならない。

(4) この条に基づいて逮捕された者に関する取調べを行う警察官は、取調報告書の完全版  
の複写を次に掲げる機関に、この法律に基づいて定める規則により大臣が指示する期間  
内に提出しなければならない。

(a) 調査官

(b) テロリズム防止委員会

### 治安判事における手続

**第4条** (1) いかなる者も、第3条第3項に基づいて治安判事に送致された場合には、治  
安判事は次のいずれかの判断を行う。

(a) 警部補以上の階級の警察官が署名した書面による調書の提出があった場合において、  
外国又はその一部における指定テロリスト組織によるテロリスト行為の遂行又は支援  
に関わる者の氏名が登録簿に記載されるべき理由があると信じる根拠があると述べら  
れている場合には、その者を21日間警察に拘留することを命令しなければならない。

(b) 仮に上記の調書が提出されず、その者を合法的に拘束する他の理由がない場合には、  
その者の釈放を命令しなければならない。

(2) 第1項第(a)号に基づいて拘留される者は、より早期に釈放される場合を除いて、拘  
留期間の終了又はそれ以前に治安判事に送致しなければならない。治安判事は、次のい  
ずれかの判断を行う。

(a) 次の(i)及び(ii)の書面による調書の提出があった場合において、その者について、

---

(3) Penal Code (Act 574). マレーシア内又は国境を越えた脅威が、以下の(a)(b)(c)のそれぞれについて該当する場合を指す。(a) 人体に深刻な被害を与え、人の生命を危機に至らしめ、人を死なせ、公共の全部もしくは一部の安全と健康に深刻なリスクを負わせ、財産に損害を与え、火器・爆発物その他の致命的な武器もしくは化学兵器を用い、運輸・通信・金融等の重要なインフラを妨害し、警察、医療関係者等の緊急サービスへの深刻な妨害をもたらし、国家の安全と公共の治安を害すること、(b) 政治的、宗教的、イデオロギー的な目的のために行われること、(c) 公共の全部又は一部を威圧し、マレーシア政府及び国内の州政府又はその他の政府や国際組織に何らかの行為を強制し又は行わせないことを意図して行われること(刑法典第130B条第2項、第3項、第4項)。<<http://www.agc.gov.my/Akta/Vol.%2012/Penal%20Code%20%5BAct%20574%5D.pdf>>

38日以内の再拘留を命令しなければならない。

- (i) 第10条に基づいて捜査を行うことが正当であるとする十分な証拠がある旨の見解を記し、検察官が署名したもの
- (ii) 第10条に基づいてその者の事案を捜査する意思があると記し、警部補以上の階級の警察官が署名したもの
- (b) 仮に上記の調書が提出されず、その者を合法的に拘束する他の理由がない場合には、その者の釈放を命令しなければならない。
- (3) いかなる者も、その政治的信条又は政治活動のみを理由に、この条に基づいて逮捕及び拘束されてはならない。
- (4) 第10条第6項の規定を除いて、刑事訴訟法典第28A条<sup>(4)</sup>は、この条に基づいて拘留された者に適用される。
- (5) 検察官はこの条に基づく全ての手続に出席することができる。
- (6) この条の目的において、「政治的信条又は政治活動」とは、次のいずれかの手段を通して合法的に活動することを意味する。
  - (a) 次の(i)又は(ii)のような形で示され、1966年結社法(法律335号)に基づいて適切な時期に登録された政党の理念に従って行われる、意見の表明又は活動の遂行
    - (i) その政党の党员であること又は貢献を行うこと。
    - (ii) その政党の運営に公然及び実際に参加すること。
  - (b) マレーシアの諸政府に向けられる意見表明
  - (c) マレーシアの諸政府に向けられる活動の遂行

#### 調査官の拘留者取調べ

**第5条** 第4条に基づいて拘留された者は全て、より早期に釈放される場合を除いて、可及的速やかに調査官に送致しなければならない。

#### 拘留された者の釈放

**第6条** (1) 第4条に基づいて拘留された者は、いつでもセッションズ裁判所<sup>(5)</sup>裁判官に送致することができる。セッションズ裁判所裁判官は、その者を合法的に拘留する他の理由がない場合には、次のいずれかの判断を行う。

- (a) 第10条に基づいてその者の事案の調査を継続する意思がないことを記し、警視補以上の階級の警察官が署名した調書が、セッションズ裁判所裁判官に提出された場合には、その者の釈放を命令する。
- (b) その他のいかなる場合においても、警察官の申請に基づいて、次のいずれかの条件で、その者の釈放を命令することができる。
  - (i) 保証人の有無にかかわらず、その保釈中の者が、セッションズ裁判所裁判官が命令する一又は複数の場所に、59日を超えない期間に一度又は複数回、出頭すること。
  - (ii) セッションズ裁判所裁判官が命令する、59日を超えない期間、警察が監視すること。
- (2) 第1項第(b)号に基づいて釈放された者には、第3項及び第4項に基づいて電子監視装置を装着しなければならない。
- (3) 警察官がその者を第1項第(b)号に基づいて釈放し、釈放時に電子監視装置を装着させる場合には、警察官は、第1項第(b)号を適用するのに先立って、検察官に報告しな

(4) Criminal Procedure Code (Act 593). 刑事訴訟法典第28A条は、令状によらず逮捕された者が、逮捕理由を知らされること、親族知人及び弁護士との接見交通権、またそれらが認められない場合の条件について定めている。  
([http://54.251.120.208/doc/laws/Act\\_593\\_-\\_Criminal\\_Procedure\\_Code\\_\(CPC\).pdf](http://54.251.120.208/doc/laws/Act_593_-_Criminal_Procedure_Code_(CPC).pdf))

(5) 初級裁判所

ければならない。

- (4) 第3項に規定する報告書を受領した検察官は、セッションズ裁判所裁判官に対し、その者が第1項第(b)号で認められた釈放期間中に、第7条に基づき、電子監視装置を装着する旨を申請することができる。

#### 監視用電子機器に関する特別手続

**第7条** (1) 第6条に基づく検察官の申請を受けたセッションズ裁判所裁判官は、第6条第1項第(b)号で認められた釈放期間を超えない範囲で期間を定め、その者に電子監視装置を装着させることを命令しなければならない。

- (2) セッションズ裁判所裁判官は、その者に対し、電子監視装置の機能と装着の条件を説明しなければならない。

- (3) その者は、附則に定める書式に署名し、それをセッションズ裁判所裁判官に預けなければならない。

- (4) その者への電子監視装置の装着は、警察官が行わなければならない。

- (5) その者は電子監視装置に関する全ての条件に従わなければならないが、書式に記された期日には、最寄りの警察署に報告を行わなければならない。

- (6) 第5項の条件に従わなかった者は全て違法であり、3年を超えない期間の禁固刑に処せられる。

- (7) 電子監視装置を改竄もしくは破壊した者は全て違法であり、3年を超えない期間の禁固刑に処せられ、かつその行為によって電子監視装置が受けた破損の弁償責任を負う。

- (8) 第1項に基づいて定められた期間の終了時に、その者は最寄りの警察署にその旨を報告し、電子監視装置を外す。

### 第3部 調査

#### テロリズム防止委員会

**第8条** (1) 国王の任命を受けた次の構成員からなるテロリズム防止委員会を設置する。

- (a) 議長。議長は、法律の分野で少なくとも15年の経験を持つ、法的資質を有する者

- (b) 副議長

- (c) その他3人以上6人以内の構成員

- (2) テロリズム防止委員会の全ての構成員の任期は、満了以前に辞職している場合を除いて3年を超えない期間であり、さらに3年間の再任を妨げない。

- (3) テロリズム防止委員会の全ての構成員は、いつでも国王に書面で通知することにより辞職することができる。

- (4) 国王は、テロリズム防止委員会のいずれの構成員の任命をいつでも取り消すことができる。

- (5) テロリズム防止委員会の会議の定足数は3人とする。

- (6) この法律に従い、テロリズム防止委員会は、委員会手続を決定することができる。

- (7) テロリズム防止委員会の全ての構成員は、刑法典の適用については、公務員とみなす。

#### 調査官の任命

**第9条** (1) この法律の目的に鑑み、大臣は、個人名を挙げ又は官職に基づき、一般的又は個別の事案に関し、調査官を書面で任命することができる。

- (2) 警察官を調査官に任命することはできない。

## 調査官の任務と権限

- 第10条** (1) 第5条に基づいて調査官の元へ送致された者について、調査官は、その者が、外国又はその一部における指定テロリストのテロリスト行為の遂行又は支援に関わったと信じる合理的な理由があるか否かを調査し、テロリズム防止委員会に書面で報告しなければならない。
- (2) 第1項に基づいて行われる調査は、テロリズム防止委員会が命令する方法及び手続に則って行われなければならない。
- (3) 調査官は、この法律に基づく調査の目的に鑑み、次の各号に掲げる事項を行うことができる。
- (a) 調査官が必要もしくは望ましいと考えるあらゆる証拠について、いかなる形式でも、証拠手続又は刑事手続に関する現行制定法に照らして証拠としての採用が容認されるか否かを問わず、入手し、及び受け取ること。
  - (b) 証人を召喚して宣誓又は確約に基づいて審問し、及びその目的のため宣誓又は確約を行わせること。
  - (c) 調査に関し調査官の見解で書類又はその他の物の提出を求めること。
  - (d) 公共の利益又は証人、その家族もしくはその仲間の保護のために必要と判断した場合において、調査の対象となっている者が不在のときに証拠を受け取ること。
  - (e) 必要と認める命令を発出すること。
- (4) 第3項第(d)号の目的に鑑み、調査の対象となっている者が不在のときに受け取った証拠について、公共の利益又は証人、その家族もしくはその仲間の保護に矛盾しないと判断した場合には、調査官は、その大意をその者に伝え、かつ、その場合には全て第12条第2項第(a)号に基づいて作成された報告書に、その証拠を受け取った状況についての記述を含めなければならない。
- (5) 第3項に基づいて召喚された証人が、合理的理由によらず召喚状に記載された時間と場所に出頭しない場合、合法的に行われた質問への回答を拒否した場合又は彼の管理下にある書類もしくは物の提出を拒んだ場合には、違法であり、6か月を超えない期間の禁固刑もしくは2,000リンギットを超えない罰金又はその両方に処せられる。
- (6) 調査の対象となっている者及び調査の証人のいずれも、その証言が調査官により聴取され、記録されているときを除いて、調査において弁護士に代理を務めさせることはできない。
- (7) 検察官は調査官を助けるため、調査に出席することができる。
- (8) 大臣は、第3項に基づいて召喚した証人に支払う手当を規則により規定することができる。

## 拘束されている者又は収監されている者に対する調査官の接見

- 第11条** (1) 他の制定法の規定にかかわらず、この法律に基づいて調査を遂行している調査官は、関係していると信じる理由があるか、その者の違法行為の証拠を持っている次の者との接見が認められる。
- (a) 他の制定法の下で拘束されている者
  - (b) 有罪宣告を受けたか否かにかかわらず、収監されている者
- (2) この条は、調査の対象、その弁護士又は代理人が、拘留されている者又は収監されている者の元に随行することを許可するものではない。

## 調査官の報告

**第 12 条** (1) 調査官は、この法律に基づく規則により大臣が定めた期間内にテロリズム防止委員会に書面による報告書を提出しなければならない。

(2) 第 1 項に基づき報告書を受け取った場合においては、次のとおりとする。

(a) テロリズム防止委員会と調査官が、調査対象者が外国又はその一部における指定テロリストによるテロリスト行為の遂行又は支援に関わっていると信じる合理的な根拠があるとの見解で一致した場合には、テロリズム防止委員会は、第 13 条に基づいて手続を進めなければならない。

(b) テロリズム防止委員会と調査官が、調査対象者が外国又はその一部における指定テロリストによるテロリスト行為の遂行又は支援に関わっていると信じる合理的な根拠がないとの見解で一致した場合には、テロリズム防止委員会は、その者を拘束している当局者に対し、命令を受けてから 24 時間以内にセッションズ裁判所裁判官の元へ送致するよう直ちに命令しなければならない。セッションズ裁判所裁判官は、第 4 条に基づく拘留命令を解除し、その者を合法的に拘束する他の理由がない場合には、その者の即時釈放を命令しなければならない。

## 第 4 部 拘禁及び制限命令

### 拘禁及び制限を命令する権限

**第 13 条** (1) テロリズム防止委員会は、次の報告書を検討し、その者が、外国又はその一部における指定テロリストによるテロリスト行為の遂行もしくは支援に関わっていた、又は関わっていると確信した場合にはいつでも、マレーシアもしくはマレーシアの一部の安全を守る上でその者が拘禁されている必要があると確信したときは、その者を 2 年を超えない期間、拘禁するよう、命令（「拘禁命令」）により指令することができる。

(a) 第 3 条第 4 項に基づいて提出された取調報告書の完全版

(b) 第 12 条に基づいて提出された調査官の報告書

(2) 拘禁命令により拘禁される者は、テロリズム防止委員会が命令した場所（「拘禁場所」）に、テロリズム防止委員会が発出した指令及び第 34 条に基づく規則に従って拘禁されなければならない。

(3) テロリズム防止委員会は、いかなる者についても第 1 項に掲げた目的に照らして、管理と監視を行使し、又はその行動及び移動、居住場所もしくは就業の自由に制限と条件を課すことが必要であるが、拘禁する必要はないと確信した場合には、命令（「制限命令」）により、その命令で指名された者（「制限命令下の者」）を、1 度につき 5 年を超えない期間、警察の監視下に置き、かつ次に定める制限及び条件の全部又は一部を課すよう命令することができる。

(a) 命令によって特定された州、郡、区、町又は村の制限の範囲内に居住することを要求すること。

(b) テロリズム防止委員会の書面による許可なく、他の州、郡、区、町又は村に居住地を移すことを許可しないこと。

(c) 命令によって別途定められている場合を除いて、関係する州の警察長の文書による許可なく、居住している州、郡、区、町又は村を離れてはならないとすること。

- (d) 居住する郡の警察の長<sup>(6)</sup>に、居住している家もしくは場所を常に知らせなくてはならないとすること。
- (e) 命令で特定された期日ごとに、最寄りの警察署に出頭しなければならないこと。
- (f) 郡の警察の長が特別の許可を出さない限り、命令で特定された時間帯には在宅し又は定められた地域に滞在しなければならないこと。
- (g) 命令によって別途定められている場合を除いて、命令で特定された州、郡、区、町又は村に入ることの許可されないこと。
- (h) 州の警察長に申告し、許可された通信機器および設備のみを使うものとする。
- (i) 命令によって別途定められている場合を除いて、インターネットにアクセスしてはならないとすること。
- (j) 平穩を保ち、品行方正でなければならないこと。
- (k) テロリズム防止委員会が指示する保証人を付して又は付さず、命令により課される制限及び条件を適正に遵守するため、命令で特定される額の保証を締結しなければならないとすること。
- (l) 電子監視装置を装着しなければならないこと。
- (4) テロリズム防止委員会は、制限命令下の者に対する書面による命令により、第3項に基づき課せられる制限及び条件を変更し、取り消し、又は追加することができる。
- (5) 制限命令下の者が、この条に基づいて課された制限及び条件を遵守しなかった場合には、違法であり、その者は2年以上10年以下の禁固刑に処せられる。
- (6) 制限命令下の者と共謀し、その者を教唆し、又は支援して、この条に基づいてその者に課せられている制限及び条件を破らせた場合には、違法であり、その者は2年以上10年以下の禁固刑に処せられる。
- (7) 刑事訴訟法典第173A条<sup>(7)</sup>及び第294条<sup>(8)</sup>は、第5項及び第6項の違反には適用されない。
- (8) 第5項に基づいて科される刑罰及び制定法に基づいて科されるいかなる期間の禁固刑も、第3項に基づいて科される監視期間には斟酌されず、監視の期間は禁固刑が終了した日から継続されなければならない。
- (9) テロリズム防止委員会による第1項に基づく拘禁命令の複写は、その者に対する命令が発出されて後、可及的速やかに当人の関係者に通知され、その関係者は連邦憲法第151条第2項に基づいて構成される諮問委員会に、規定の手續に従って、建議する権利を有する。
- (10) 第1項に基づくテロリズム防止委員会の命令は、高等裁判所の再審に服す。

### 拘禁命令の効力

第14条 拘禁命令は、次に掲げる理由によって効力を失うことはない。

- (a) その命令に関わる者が次に掲げる条件に合致すること。
  - (i) 拘禁命令を受ける直前に、第13条第2項で定められた拘禁場所以外の場所で拘束されたこと。
  - (ii) 拘禁命令を受けた直後に、第13条第2項で定められた拘禁場所へ移送される前に第3条に基づいて拘禁されていた場所において拘束され続けたこと。
  - (iii) 拘禁命令の期間中に、警察の拘束下で移送中又は第13条第2項の拘禁場所におい

(6) 本訳文は、原則として英語版（英語、マレー語共に正文）に依拠して作成したが、本条及び第24条第1項に関してはマレー語版の「Ketua Polis Daerah」（郡の警察の長）に従った。

(7) 有罪が確定した刑事被告人に対する執行猶予について定める。Criminal Procedure Code, *op.cit.*(4)

(8) 初犯の事件に対する微罪処分について定める。 *ibid.*

て別の拘禁中であったこと。

- (b) 拘禁命令が、第13条第2項で定められた拘禁場所以外の場所で当人に送達された場合又は送達に関して何らかの瑕疵がある場合

#### 拘禁命令の停止

**第15条** (1) テロリズム防止委員会は、第13条第1項に基づいて発出された拘禁命令の執行を、第13条第3項で定められた制限及び条件の全部又は一部を課すことを条件として、いつでも停止することができる。

(2) 第1項に基づいて拘禁命令が停止された場合には、拘禁命令の停止により課された第13条第3項の制限及び条件は、第13条第3項に基づいて発出された制限命令により課された制限及び条件と同様の効果を持つ。

(3) テロリズム防止委員会は、次の(a)又は(b)を確信した場合には、拘禁命令の停止を取り消すことができ、いずれの場合でも、停止の取消しにより、警察官は令状によらず拘禁命令が発出された者を再逮捕することができるものとし、その者は、可及的速やかに以前の拘禁場所に戻されるか、テロリズム防止委員会の命令があるときは別の拘禁場所に送られなければならない。

(a) 拘禁命令が発出された者が、課された制限及び条件を遵守しなかった場合

(b) 公共の秩序と安全の利益に照らして、停止が取り消されるべき場合

(4) この条に基づきいかなる拘禁命令の停止も、第2項が適用された場合の第13条第4項に従い、かつ第3項に従い、第13条第1項に基づいて命令された拘禁期間の未経過期間の間、効力を有する。

#### 刑期への影響

**第16条** 次の(a)又は(b)に該当する者について、その拘禁又は拘禁の延長は、当該刑期と並行して進行するものと見なされ、その刑期が終了した時点でその拘禁もしくは拘禁延長に未経過期間が残っている場合には、未経過期間分拘禁されなければならない。

(a) 第13条第1項に基づいて拘禁されている者が、この法律又は他の制定法に基づいて禁固刑を言い渡された場合

(b) 禁固刑で服役中の者が、第17条第1項に基づいて拘禁期間が延長された場合

#### テロリズム防止委員会の拘禁命令、制限命令又は停止された拘禁命令を延長する権限

**第17条** (1) テロリズム防止委員会は、次の各号に掲げる期間が終了する前のいつでも、拘禁命令については2年を超えない期間、制限命令については5年を超えない期間、これらの命令の延長を指令することができ、現行の拘禁が終了すると同時に〔拘禁延長が〕発効するよう定めることができる。

(a) 第13条第1項に基づく拘禁命令

(b) 第13条第3項に基づく制限命令

(c) 第15条第1項に基づき停止された拘禁命令（「停止された拘禁命令」）

(2) テロリズム防止委員会が第1項に基づいて拘禁命令、制限命令又は停止された拘禁命令の延長を命じるときは、延長の理由を提示し、それが次のいずれにあたるかを記さなければならない。

(a) 最初の命令と同じ理由

(b) 最初の命令と異なる理由

(c) 最初の命令と一部が同じで一部が異なる理由

(3) 第1項に基づいて停止された拘禁命令を延長する場合には、第15条第1項に基づく

停止の期間は、停止に伴って課された制限及び条件が付随したまま停止された拘禁命令が延長されることと見なされ、テロリズム防止委員会の命令があれば、拘禁命令が出された者は第13条第3項第(k)号に基づいて新たな契約に服し、第15条の規定は、第15条第1項に基づく最初の停止と同様に、延長された停止にも適用される。

- (4) 拘禁命令又は一時停止された拘禁命令の延長のための第1項に基づく命令が、第2項第(b)号又は第(c)号の理由に基づく場合には、第13条第9項は、その命令が新たに発生した拘禁命令であるものとして適用される。
- (5) 第1項に基づいて延長された拘禁命令、制限命令又は停止された拘禁命令の期間は、時宜に応じて、一度につき2年を超えない範囲でさらに延長することができ、この条の規定はいずれの延長にも準用される。

#### テロリズム防止委員会の拘禁命令、制限命令、停止された拘禁命令又はこれらの命令を延長する命令を取り消す権限

**第18条** (1) テロリズム防止委員会は、この法律のいかなる規定にもかかわらず、第13条第1項に基づいて発出された全ての拘禁命令、第13条第3項に基づいて発出された全ての制限命令、停止された拘禁命令又はこれらの命令の延長のための第17条第1項に基づく指令を、妥当と判断した場合には、いつでも取り消すことができる。

- (2) 第1項に基づく取消しは、取り消される前の命令もしくは指令の効力、取り消される前の命令もしくは指令に基づいて行われたあらゆる事柄、又は取り消された命令もしくは指令が発出された者に対して、テロリズム防止委員会が、第13条第1項に基づき新たに拘禁命令を発出し、第13条第3項に基づき新たに制限命令を発出し、もしくは第17条第1項に基づき指令を新たに発出する権限に影響しない。

#### テロリズム防止委員会の行為及び決定に関する司法審査

**第19条** (1) テロリズム防止委員会がこの法律に基づいて裁量権を行使して行った行為又は決定については、これらの行為又は決定を統制するこの法律の手續上の要件への遵守に関する問題を除き、いかなる裁判所においても司法審査は行われず、いかなる裁判所も管轄権を行使しない。

- (2) この法律において、「司法審査」には次の各号に掲げる方法で行われる手續を含む。
- (a) 職務執行令状、禁止令状、移送令状に関する大権命令の適用
  - (b) 布告もしくは差止命令の適用
  - (c) 人身保護令状
  - (d) この法律に従ってテロリズム防止委員会が行った全ての行為又は決定に関する、又はこれらから生じる他の全ての申立て、訴え又は法的手続

#### 移動を命令する権限

**第20条** (1) テロリズム防止委員会は、命令により第13条第1項又は第17条第1項に基づいて拘禁されている者を拘禁場所から別に特定される拘禁場所に移し、その場所でその者が命じられていた拘禁期間の一部もしくは全部の期間にわたり、拘禁することを命令することができる。

- (2) 第1項に基づいて移動中の者は、適法に拘束されている者とみなす。

#### 拘束されている者の移動を命令する権限

**第21条** (1) 第13条第1項もしくは第17条第1項に基づいて拘禁されている者、又は第13条第1項、第17条第1項、もしくは裁判所命令かそれ以外の方法に基づいて適法に警察に拘束されているか収監中の者について、裁判所その他の権限の命令にかかわらず、

正義のため、公のもしくは他の調査のため、国家の利益のため、又は拘禁、拘束、収監されている者の利益のために、その者がいかなる場所にも立ち会うことが求められているという確信が証明された場合には、その者が拘禁又は収監されているときは刑務局長、その者を警察が適法に拘束しているときは警察長官が、その者を当該場所に連行するよう命令することができる。

- (2) いかなる者も、第1項に基づいて連行され当該場所にいる間、刑務局長又は警察長官が命じることができる拘束下に置かれ、その間は適法に拘束されているものとみなす。
- (3) この条において、「刑務局長」は、1995年刑務所法（法律537号）第2条第1項の定義と同じ意味を持つ。

## 登録

**第22条** (1) 登録官は、この法律の目的に照らして、制限下にある全ての者及び拘禁命令が発効している全ての者（第15条に基づいて停止されているか否かを問わない）の氏名を、その者に関する特徴と共に記載した登録簿を保持する。登録簿に氏名と特徴が記載された者は、この法律の目的に照らして「登録された者」とする。

(2) 警部補以上の階級の警察官は、次の各号に掲げる事項を行うことができる。

- (a) 第13条第2項に規定する場所を訪れ、拘禁された者の指紋採取及び写真撮影、並びに第1項の規定に基づいて登録を行うのに必要なその者の特徴の採取
- (b) その者の指紋採取及び写真撮影、並びに第1項の規定に基づいて登録を行うのに必要なその者の特徴の採取のために、書面による通知によって通知された時間及び場所に、制限下にある者に出頭を命じること。

(3) 警部補以上の階級の警察官に第2項第(a)号又は第(b)号に規定する特徴の提出を求められた者が、それらの特徴の提出を拒否し、又はそれらの特徴について、虚偽であることを知り、もしくは虚偽であることを信じるに足る理由をもちながら提出したときは、違法であり、1万リングットを超えない罰金もしくは3年を超えない禁固刑又はその両方に処せられる。

(4) 第2項第(b)項に基づく出頭命令に従わなかった者に対し、警察官は令状なしで逮捕を通告することができ、いずれの警察官によっても同項に規定する目的のためにその者を連行させることができる。

## 登録簿からの氏名の抹消

**第23条** (1) 第13条第1項もしくは第13条第3項に基づく命令又は第17条第1項に基づく指令が満了するか取り消され、その命令が発出された者がいかなる制限及び条件にも服すことを停止した場合にはいつでも、登録官は、登録簿からその氏名及びその者に関する全ての記載を直ちに抹消しなければならない。

(2) テロリズム防止委員会は、いつでも、裁量によっていかなる者の氏名も登録簿から抹消するよう登録官に命令することができ、後に第22条に基づいて登録簿にその氏名が再登録されない限り、抹消に伴ってその者は登録された者ではなくなる。

## 登録された人物間の接触禁止

**第24条** (1) 登録された者は、彼が居住する郡の警察の長の許可なく、その者が登録された者であることを知らず、疑う理由がないと証明できない限り、登録された別の者と交際し、又は日常的に交流を持ってはならない。

(2) この条の規定に違反した者は、違法であり、5年以上15年以下の禁固刑に処せられる。

## 量刑の倍化

**第25条** 登録された者が登録簿に氏名を記載された日の後に、いかなる制定法の下にせよ、有罪判決を下された場合には、その罪状に科される最大刑に対する倍の禁固刑及び鞭打ち刑に処せられる。

## 公共の場所における徘徊等

**第26条** 登録された者は、次の各号に掲げる場合において、そのような場所もしくは時間に滞在し、又はそれらの者と会っていた理由が十分に説明できない場合には、違法であり、5年を超えない期間の禁固刑もしくは1万リングットを超えない罰金又はその両方に処せられる。

- (a) 日没から日の出までの時間帯に公共の場所もしくは公共の娯楽場所の内部もしくは周辺によく訪れ又は徘徊しているのが発見された場合
- (b) 時間帯によらず、2人以上の登録された者と同行しているところが発見された場合
- (c) 時間帯によらず、暴力的な行為又は平穩を乱す行為に関わっているか、又はまさに関わっていた場所の内部もしくは付近で発見された場合

## 蔵匿

**第27条** (1) 第13条に基づく命令に違反して、州、郡、区、町又は村に入った者を、それを知りながら蔵匿し、又は隠した者は、違法であり、5年を超えない禁固刑もしくは1万リングットの罰金又はその両方に処せられる。ただし、この項は、妻が夫を蔵匿し、もしくは隠した場合又は夫が妻を蔵匿し、もしくは隠した場合には適用しない。

(2) 自らの夫もしくは妻ではない者が、入境を禁じられ、又は別の州、郡、区、町もしくは村に居住するよう命じられているにもかかわらずある州、郡、区、町もしくは村に居ることを知り、そうした命令が発出されていることも知る者は、合理的な免責事由及びその証拠がないときは、直ちに最寄りの警察官もしくは治安判事に情報を提出しなければならず、これを怠った場合には、違法であり、3年を超えない禁固刑もしくは5,000リングットを超えない罰金又はその両方に処せられる。

## 拘束されている者への刑事訴追の保全

**第28条** この部に基づくいかなる者の拘禁も、拘禁期間中かその後かを問わず、その者に対する刑事訴訟手続に影響を及ぼさない。

## 第5部 一般規定

### 警察の取調べ権限

**第29条** (1) 警部補以上の階級の警察官は、この法律に基づいてある者の事案に対する調査を行うことが正当である根拠があると信じる理由がある場合には、当該警察官、その下の階級の警察官又は彼の命令の下で活動している警察官は、この法律に基づいてその者についての手続に関するものである限りその事案に関する事実と状況を取り調べることができる。

(2) 第1項に基づいて取調べ捜査を行うにあたり、警察官は、刑事手続に関してその時点で効力を有する法律で付与された逮捕可能な事案における警察の取調べに関する全部又は一部の権限を行使することができる。

### 逮捕

**第30条** 警察官は、その者が第24条、第26条又は第27条に違反していると信じる理由

のあるときは、令状なしにその者を逮捕することができ、それらの全ての違反は刑事訴訟法典の目的に照らし、逮捕可能で無保釈事案となる。

### 写真撮影及び指紋採取

**第 31 条** (1) 警察官は、第 3 条第 1 項に基づいて逮捕した者、又は第 22 条に基づいてその氏名を登録簿に記載するよう要請された者の写真撮影及び指紋採取を行い、又は行わせることができ、登録官に照合と報告のために写真及び指紋を送らなければならない。これらの全ての者は、写真撮影及び指紋採取に応じることを法的に義務づけられ、必要な場合には強制的にこれを行うことができる。

(2) 第 1 項に基づき写真撮影と指紋採取が法的に義務づけられた者が、その求めを拒否し、又は従わなかった場合には、違法であり、6 か月を超えない禁固刑もしくは 2,000 リンギットを超えない罰金又はその両方に処せられる。

(3) 次の各号に掲げる場合には、事案を担当する担当官は、直ちに登録官に釈放もしくは抹消について通知し、登録官は、この条に基づいて登録官に送達された指紋採取を行ったシート並びに当人の写真のネガ及び全ての現像版を、その者の申請によりその者に引き渡さなければならない。

(a) 写真及び指紋を提出した者が第 4 条、第 6 条又は第 12 条に基づいて釈放された場合

(b) 第 23 条に基づいて登録簿から氏名が抹消された場合

### 情報公開

**第 32 条** この法律又はこの法律に基づいて制定された規則のいずれも、テロリズム防止委員会又はその構成員の一部、調査官又はその他の公務員に対し、彼らが次の各号に掲げる場合にあたると判断するときは、事実の開示又は文書の提出を求めるものでない。

(a) 開示又は提出が公共の利益に反する場合

(b) 証人、家族又は関係者の保護に支障がある場合

### 附則を修正する権限

**第 33 条** 内務大臣は、官報に掲載される命令により、附則を修正することができる。

### 規則

**第 34 条** (1) 内務大臣は、この法律の目的を遂行するための規則を制定することができる。

(2) それらの規則は、第 1 項により付与される権限の一般性を損なうことなく、次の事項について規定することができる。

(a) 登録簿の書式及びこの法律又はこの法律に基づく規則が扱う事項に関して使用することが必要もしくは望ましい他の文書の書式を定めること。

(b) 全ての登録された者に対し、身分証明書の携行を求め、並びにその身分証明書の書式、発行、提出、検査、取消し、変更、券面への裏書、返却、他の制定法に基づいて発行される身分証明書との交換、及び身分証明書もしくはその携行又は当該犯罪に関し 5,000 リンギットを超えない罰金もしくは 3 年を超えない禁固刑又はその併科の記載を含む規則の執行に関する必要もしくは望ましい全ての他の事項を規定すること。

(c) テロリズム防止委員会構成員の訓練に関する規定を含む、テロリズム防止委員会の管理運営について規定すること。

(d) 拘禁場所の維持運営、及びその拘禁場所に拘禁されている者の規律及び処遇について規定すること。拘禁場所によって異なる規則を定めることができる。

(e) この法律に照らして規定することが必要であるか容認されるその他の事項について

規定すること。

#### 留保及び経過措置

- 第 35 条** (1) この法律は、外国又はその一部における指定テロリストによるテロリスト行為の遂行もしくは支援に関わった者について、この法律の施行以前に 1959 年犯罪防止法に基づいて発出された監督命令又は拘禁命令に影響を及ぼさず、そうした者は、その効力を有する限りにおいて引き続きその監督命令又は拘禁命令に服す。
- (2) この法律は、外国又はその一部における指定テロリストによるテロリスト行為の遂行もしくは支援に関わった者について、1959 年犯罪防止法に基づいて開始され、この法律 [2015 年テロリズム防止法] の施行時点で継続されている調査に影響を及ぼさず、その調査は同法 [1959 年犯罪防止法] に基づいて終了するまで、この法律が施行されていない場合と同様に続けられ、監督命令又は拘禁命令の発出が必要と見なされる場合には、同法 [1959 年犯罪防止法] に基づいて監督命令又は拘禁命令が発出される。
- (3) この法律は、外国又はその一部における指定テロリストによるテロリスト行為の遂行もしくは支援に関わった者について、1959 年犯罪防止法に基づいて開始され、この法律 [2015 年テロリズム防止法] の施行時点で継続されている手続に影響を及ぼさず、その手続は同法 [1959 年犯罪防止法] に基づいて終了するまで、この法律が施行されていない場合と同様に続けられ、その後も、その手続の根拠となり、同法 [1959 年犯罪防止法] に基づいて発出された監督命令又は拘禁命令に関して求められる措置がある場合には、同法 [1959 年犯罪防止法] に基づいてその措置をとる。

附則（第 7 条関係）書式 [省略]

(みつなり あゆみ)

